

公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標期間の業務実績評価（暫定的な評価）実施要領

（暫定評価の目的）

第1 中期目標に定める中期目標の期間4年経過時において、法人が中期目標の達成状況について自己評価し、それを基に岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が中期目標の暫定的な評価（以下「暫定評価」という。）を行うことにより、暫定評価時点での中期目標の達成状況や課題などを明らかにし、法人の中期目標達成のための方策の検討や、次期中期目標及び次期中期計画の検討に資することを目的とする。

（暫定評価の基準日）

第2 暫定評価は、中期目標に定める中期目標の期間4年を終了した日を基準日として行う。

（暫定評価の基本方針）

第3 暫定評価の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 暫定評価は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第2項及び第78条第2項に規定する事項の達成状況について、県民に分かりやすく示すよう努める。
- (2) 暫定評価は、基準日時点において、中期目標達成に向けた法人の取組事項を確認するとともに、目標の達成状況を検証し、基準日以降における法人の取組の改善に資するよう、課題等を明らかにするものとする。
- (3) 暫定評価に当たっては、地方独立行政法人法第30条による中期目標に係る業務の実績に関する評価（中期目標期間終了後の評価）における作業の重複をできるだけ避けるよう配慮するものとする。

（暫定評価の実施方法）

第4 暫定評価の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 基本事項

① 法人は、基準日時点での中期目標に基づく業務の実績に関する暫定的な報告書（以下「自己評価報告書」という。）を評価様式に基づき作成し、評価委員会は、この自己評価報告書及び他の提出資料を参考として、評価様式に基づき法人の中期目標を評価する。

② 評価は、「全体評価」と「目標別評価」との2段階で行うこととする。

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえて、基準日時点において、中期目標で定めた大学の目指すべき姿にどれだけ近づいたかを検証する。

イ 目標別評価

中期目標の各基本目標を、達成目標としてより具体的な項目別目標を評価項目と

して関連づけながら達成度を検証する。

(2) 法人による自己評価

① 評価の方法

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえ、目標間の関係性に留意し、全体評価を行う。

イ 目標別評価

評価項目について、中期目標期間過去4年間の各事業年度に係る業務の実績に関する報告書、大学経営評価指標等を総合的に勘案し、達成状況を検証するとともに、達成度を以下のA～Eの基準で評価し、最終的に、基本目標の達成状況を検証し、成果と課題を洗い出す。

A：取組内容が特に優れており、めざましい成果を挙げている。

B：順調に取組が進んでおり、一定の成果を挙げているが、なお継続的な取組が必要である。

C：取組が進んでいるが、十分な成果を挙げておらず、取組内容を改善し更なる努力が必要である。

D：取組内容、成果とも十分とはいえず、取組内容の是正措置を講じ、一層の取組を進める必要がある。

E：時代状況の変化等中期目標を達成できないことにやむを得ない事由が認められる。

② 法人による自己評価の留意点

ア 中期目標の達成状況が県民に分かりやすく伝わるよう、評価対象を重要度の高さ、目標と手段の関係性等に着目して簡潔かつ明瞭に整理する。

イ 特に積極的に取り組み、優れた成果を挙げることができた事項については、「特記事項」として記載する。

ウ 中期目標が未達成の項目については、社会環境の変化等に基づく阻害要因を分析するとともに、課題解決のための改善策も検討する。

エ 中期計画の達成状況は、毎年度の業務実績報告の内容を暫定評価に反映させるが、個々の判定結果は参考程度にとどめる。

③ 自己評価報告書の作成

ア 報告書は二部構成とし、前半は、全体評価と目標別評価の総括の結果をまとめ、後半は、各評価項目の評価結果を一覧で表示する。

イ 自己評価報告書に併せて、基準日における過去4年間の事業年度に係る業務の実績に関する報告書及び大学経営評価指標その他必要な資料を評価委員会に提出する。

(3) 評価委員会による評価

① 評価の方法

ア 全体評価

目標別評価の結果を踏まえ、目標間の関係性に留意し、全体評価を行う。

イ 目標別評価

法人から提出された自己評価報告書等に基づき、各評価項目の達成状況及び評価結果について、法人へのヒアリング等を通じて検証するとともに、達成度を以下のA～Eの基準で評価し、最終的に、基本目標の達成度を評価する。

A：取組内容が特に優れており、めざましい成果を挙げている。

B：順調に取組が進んでおり、一定の成果を挙げているが、なお継続的な取組が必要である。

C：取組が進んでいるが、十分な成果を挙げておらず、取組内容を改善し更なる努力が必要である。

D：取組内容、成果とも十分とはいえず、取組内容の是正措置を講じ、一層の取組を進める必要がある。

E：時代状況の変化等中期目標を達成できないことにやむを得ない事由が認められる。

② 評価委員会による評価の留意点

ア 法人の自己評価報告書等に基づき、法人の特性や社会環境等を踏まえ、中期目標の達成状況を総合的に評価し、中期目標の達成に向けた積極的な取組による優れた成果や改善すべき点については、法人のみならず、県民に分かりやすく示すよう努める。

イ 課題等を指摘する場合にあっては、効率的かつ効果的な大学運営や教育研究を促す取組を含めて提案するなど法人の継続的な努力を求め、残りの中期目標期間における目標達成を促すとともに、次期中期目標・中期計画の検討に資するよう努める。

(意見申立ての付与)

第5 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の確定に先立ち、法人に対し当該評価結果を送付し、評価案に対する意見の申立ての機会を付与する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月27日から施行する。

評価様式

1 全体評価

2 目標別評価の総括

(1) 教育

(2) 研究

(3) 地域貢献・国際貢献

.....

.....

.....

3 目標別評価

目標名（「教育」、「研究」等）

目標	判定 (A～E)
評価内容	

評価項目	評価内容	判定 (A～E)	中期目標 (評価項目に対応する項目を記述)
①	(主な成果、課題の記述)		
②			
③			
.....			

○ 項目に関する特記事項

(特に積極的に取り組み、優れた成果をあげることができた事項)

--